

委託研究における学生・連携研究者・研究実施協力者に関するまとめ

これまで、受託者の皆様から問い合わせのありました、学生・連携研究者・研究実施協力者に関する定義、いちづけ、委託費として計上可能な費用について、一覧としてとりまとめました。

平成28年9月1日以降につきましては、本まとめに従って、委託研究を進めて頂ければ幸いです。疑問点があれば、NICTにお問い合わせ頂ければ幸いです。

1.大学が受託者の場合の研究者、補助員の可否

	分類				
	大学教員	ポスドク	学生		
	教授 准教授 助教	ポスドク	ドクター	マスター	学部生
実施責任者	○	×	×	×	×
研究者	○	○（注1）	○（注1）	○（注1）	×
補助員 （注2）	○	○（注1）	○（注1）	○（注1）	○（注1）

注1 人件費を計上する研究者・補助員については、給与・休日等の雇用労働条件が規定されている雇用（派遣）契約書等が取り交わされていることが必要です。学生の研究者について人件費を計上する場合も、人件費の金額、休日等の雇用労働条件についての契約等が取り交わされていることが必要です。

注2 補助員は、受託者及び実施責任者又は研究者の指揮命令系統の下で、その指示に従い委託業務（研究開発）の補助的作業を行う者であって、研究の本質的な部分（研究開発要素のある業務）を行う者ではありません。

注3 ポスドク、学生（ドクター、マスター、学部生）について、研究者・補助員・連携研究者・研究実施協力者のいずれでもない場合の旅費、学会参加費、人件費の支払は認めません。（ただし、ポスドク、学生を実証実験の被験者として関与させた場合の謝金の支払は可能）

2.連携研究者・研究実施協力者の位置づけ

機構と委託契約を締結しない（機構から研究資金を受けない）ものに、「連携研究者」又は「研究実施協力者」として委託業務の遂行に協力を求め、成果の創出に貢献することが可能。

	連携研究者	研究実施協力者
想定されるケース	研究資金を受けなくても研究に参加したいといった場合を想定	例えば、実証実験場所を提供する地方自治体が研究資金（ただし旅費、謝金を除く）を受けずに参加するといった場合を想定
対象	法人 （ただし、個人の場合も有り得る）	法人 （ただし、個人の場合も有り得る）
研究活動	実施する	実施しない （研究そのものではなく研究支援業務を実施）
主な業務協力の例	<ul style="list-style-type: none"> 委託研究の一部を分担して実施 （ただし、委託研究と連携した、委託研究の外に位置付けられる研究を実施する場合もあり） 	<ul style="list-style-type: none"> 研究フィールドの提供 専門的知見の提供
委託費として計上可能な費用	旅費○、 学会参加費○ （当該委託研究に関する学会発表において発表、連名、共著者として参加する場合のみ認める。このため、 聴講だけの参加は認めない ） 謝金×、人件費×	旅費○、 学会参加費× 謝金○、人件費×
知財の発生	有り	なし （可能性はゼロではないが、ほぼ発生しない）
知財の帰属	連携研究者に帰属 （NICTと共有とすることも可能）	研究実施協力者に帰属 （NICTと共有とすることも可能）
知財に関する機構への各種報告	不要	不要
特許審査料の減額等の優遇	なし	なし
備考	受託者との違いは、委託契約を締結しているか否かの違いでしかなく、委託研究を実施するという点に当たっては、受託者と変わらない。	-
その他	委託契約約款の第27条（守秘義務）、第30条（成果の利用行為）、第50条（取得した個人情報管理）及び第51条（協力事項）を遵守すること	

3.学生・大学教員が連携研究者・研究実施協力者となる場合

大学教員・学生が連携研究者又は研究実施協力者となるケースは次のとおり。
 なお、前提条件はA大学のB学科のC教授が受託者。

	大学教員		学生	
条件	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
条件	C教授と同一の研究室に在籍するD准教授が参画	A大学の、E教授（C教授と別の研究室に所属）が参画	C教授の研究室に在籍する学生が参画	A大学の、C教授の研究室に在席していない学生が参画
連携研究者		○		○
研究実施協力者	× （ただし、研究員として研究に参画可能）	○ （学会発表、研究打ち合わせ参加等の研究そのものに関する研究活動ではなく、当該委託研究に関する専門的知見の提供に限る）	× （ただし、雇用条件についての契約等が取り交わされている場合は、研究員・補助員として研究に参画可能）	○ （学会発表、研究打ち合わせ参加等の研究そのものに関する研究活動ではなく、当該委託研究に関するデータ収集等の付随した作業を依頼する場合に限る）

	大学教員	学生
条件	F大学（受託者以外）の教授が参画	F大学（受託者以外）の学生が参画
連携研究者	○	○
研究実施協力者	○（学会発表、研究打ち合わせ参加等の研究そのものに関する研究活動ではなく、当該委託研究に関する専門的知見の提供に限る）	○（学会発表、研究打ち合わせ参加等の研究そのものに関する研究活動ではなく、当該委託研究に関するデータ収集等の付随した作業を依頼する場合に限る）

4.学生に対する委託費の支払について その1

受託者に属する**学生**が、研究員、補助員、研究員でも補助員でもない場合における各種費用の支払い可否は以下のとおり

分類	身分	各種条件		旅費				学会参加費	謝金	人件費	備考
				交通費	宿泊費	旅行雑費	日当				
受託者	研究員 補助員	学会発表の場合	発表 連名 共著者	○	○	○	○	○	-	○	ただし、 人件費については 雇用条件についての契約等が取り交わされている場合のみ適用
			聴講者	×	×	×	×	×	-	×	聴講については、 自己負担
		研究打ち合わせの場合		○	○	○	○	-	-	○	当該 学生が 、当該研究打ち合わせや当該業務に参加しなければ研究に支障が出る場合に限る。
	学会発表、研究打ち合わせ以外に、当該委託研究に関する研究開発業務を実施する場合		○	○	○	○	-	-	○	また、 人件費については 雇用条件についての契約等が取り交わされている場合にのみ適用。	
	研究員でも 補助員でもない	学会発表の場合	発表 連名 共著者	×	×	×	×	×	×	×	学生の 旅費及び学会参加費 を計上したい場合、研究員又は補助員として登録していれば、支払可能。
			聴講者	×	×	×	×	×	×	×	聴講については、 自己負担
研究打ち合わせの場合		×	×	×	×	-	×	×	当該 学生が 、当該研究打ち合わせに出席しなければ研究に支障が出る場合に限る、研究員、補助員、連携研究者或いは研究実施協力者として登録していれば、支払可能。		
学会発表、研究打ち合わせ以外に、当該委託研究に関する作業を実施する場合		×	×	×	×	-	×	×	当該 学生が 、当該業務に参加しなければ研究に支障が出る場合に限る、研究員、補助員、連携研究者或いは研究実施協力者として事前に登録していれば、支払可能。		

4.学生に対する委託費の支払について その2

学生が、連携研究者、研究実施協力者として参加する場合における各種費用の支払い可否は以下のとおり

身分	学会発表の有無		旅費				学会参加費	謝金	人件費	備考
			交通費	宿泊費	旅行雑費	日当				
連携研究者	学会発表の場合	発表連名共著者	○	○	○	×	○	×	×	当該委託研究に関する学会発表が行われる際、発表、連名、共著者（プログラムに名前があり、発表分担が明確）の場合のみ、当該学会に参加するために必要な費用（日当を除く交通費、学会参加費）を計上することが可能。
		聴講者	×	×	×	×	×	×	×	
	研究打ち合わせの場合		○	○	○	×	-	×	×	当該学生が、当該研究打ち合わせに出席しなければ研究に支障が出る場合のみ支払。（例えば、打ち合わせに参加するも発言が全くない場合等は支払不可）
		学会発表、研究打ち合わせ以外に、当該委託研究に関する研究開発業務を実施する場合	○	○	○	×	-	×	×	当該学生が、当該業務に参加しなければ研究に支障が出る場合に限る。
研究実施協力者	学会発表の場合	発表連名共著者	×	×	×	×	×	×	×	研究実施協力者は、研究そのものではなく研究支援業務を実施するものであるため、学会発表の費用について支出不可
		聴講者	×	×	×	×	×	×	×	
	研究打ち合わせの場合		○	○	○	×	-	○	×	当該学生が、当該研究打ち合わせに出席しなければ研究に支障が出る場合のみ支払。（例えば、打ち合わせに参加するも発言が全くない場合等は支払不可）
		学会発表、研究打ち合わせ以外に、当該委託研究に関する作業を実施する場合。	○	○	○	×	-	○	×	例えば、実証実験を実施する場合に学生が実作業を行う場合に、謝金を計上することが可能。

注 連携研究者において謝金は認められないが、研究実施協力者は謝金は認められる。